

日 銀 シ ス 第 9 2 号  
2 0 2 6 年 9 月 4 日

日銀ネット利用先  
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の一部改正  
に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムにおいて日本国債と香港ドルの  
同時受渡にかかる日本国債の振替を行う取扱いを廃止することに伴い、標記規程の一  
部を別紙のとおり改正し、2026年9月14日から実施することとしましたので、  
通知します。

なお、当該取扱いにかかる機能を利用しない日銀ネット利用先等におかれましては、  
既存の事務に影響はありませんので、念のため申し添えます。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

- 目次中、第1編Ⅱ. 1. を横線のとおり改める。

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1. 利用業務                        | 1-2-1 |
| (1) } 略（不変）                    |       |
| (13) }                         |       |
| (14) <u>国債資金同時受渡（香港）関係事務削除</u> | 1-2-4 |
| (15) 略（不変）                     |       |

- 目次中、第1編Ⅱ. 2. を横線のとおり改める。

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 2. 構成主体       | 1-2-5              |
| (1) 日銀ネットの利用先 | 1-2-5              |
| イ. 利用先        | 1-2-5              |
| ロ. 利用業務と利用先   | 1-2-6              |
| (2) 日本銀行      | 1-2- <del>98</del> |
| イ. 日本銀行本支店    | 1-2- <del>98</del> |
| ロ. センター       | 1-2-9              |

- 目次中、第1編Ⅴ. を横線のとおり改める。

Ⅴ. 日銀ネットの運行

|                                            |                              |
|--------------------------------------------|------------------------------|
| 1. 通常の運行                                   | 1-5-1                        |
| 2. 当日処理終了                                  | 1-5- <del>21</del> <u>20</u> |
| (1) 当日処理終了の概要                              | 1-5- <del>21</del> <u>20</u> |
| (2) 日本銀行本店を日銀ネット主管店とする利用先による当日処理終了の<br>入力等 | 1-5- <del>22</del> <u>21</u> |
| イ. 当日処理終了の入力                               | 1-5- <del>22</del> <u>21</u> |
| ロ. 当日処理終了取消                                | 1-5- <del>23</del> <u>22</u> |
| (3) 日本銀行支店を日銀ネット主管店とする利用先による当日処理終了の        |                              |

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 入力等             | 1-5- <del>23</del> 22 |
| イ. 当日処理終了の入力    | 1-5- <del>23</del> 22 |
| ロ. 当日処理終了取消     | 1-5-2423              |
| (4) 当日処理終了状況の照会 | 1-5- <del>25</del> 24 |
| 3. 入力延長         | 1-5- <del>26</del> 25 |
| (1) 入力延長の概要     | 1-5- <del>26</del> 25 |
| (2) 入力延長の依頼     | 1-5- <del>26</del> 25 |
| (3) 入力延長の停止     | 1-5- <del>28</del> 27 |

○ 目次中、[参 考] を横線のとおり改める。

[参 考]

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 入力・受付時間帯一覧（主管店が日本銀行本店の場合） | 参考1-1 |
| 入力・受付時間帯一覧（主管店が日本銀行支店の場合） | 参考2-1 |

○ 第1編Ⅰ. 1. を横線のとおり改める。

1. 利用細則の位置づけ

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則」（以下「利用細則」といいます。）は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用先が日銀ネットを利用する際の事務処理手順および運用に関し遵守すべき事項等を定めたものです。利用細則は、本利用細則のほか、当座勘定取引、当座勘定（同時決済口）取引関係事務、現金受払関係事務（戸田分館）、外国為替円決済制度関係事務、国債売買等関係事務、振替社債等資金同時受渡関係事務、金融調節等入札連絡事務、金利スワップ担保国債管理関係事務、相対型電子貸付関係事務、入札型電子貸付関係事務、担保関係事務、国債発行関係事務、国債振替決済関係事務、および国債資金同時受渡関係事務および~~国債資金同時受渡（香港）関係事務~~の各利用細則に分けて定められています。

以下略（不変）

○ 第1編Ⅱ. 1. を横線のとおり改める。

1. 利用業務

日銀ネットを利用して行うことができる事務（以下「利用業務」といいます。）は、次のとおりとします。

それぞれの事務について日銀ネットを利用する場合には、原則として、その事務毎に日本銀行の承認を得る必要があります。

(1) }  
∫ } 略（不変）  
(13) }

(14) ~~国債資金同時受渡（香港）関係事務削除~~  
~~国債資金同時受渡（香港）関係事務についての約定金融機関等による日銀ネットを利用した国債資金同時受渡（香港）依頼および決済指示（国債）（香港）等ならびにこれらに関する照会。~~

以下略（不変）

○ 第1編Ⅱ. 2. (1) (表1) を横線のとおり改める。

(表1) 利用業務と利用先の関係

| 利用業務             | 利 用 先 |                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 略（不変）            |       |                                                                                                                                                                                                        |
| 国債資金同時受渡（香港）関係事務 | 略（不変） | <div>国債資金同時受渡（香港）依頼および決済指示（国債）（香港）等にかかる事務ならびに当該事務に関する照会については、その入出力を扱う店舗は、国債資金同時受渡（香港）関係事務についての約定金融機関等に属するオンライン振込参加者店舗に限られます。</div> <div>日本銀行から当該約定金融機関等へのE X一方通知電文によるオンライン通知は、振込出力指定店舗にのみ送信されます。</div> |

以下略（不変）

○ 第1編Ⅱ. 2. (2) (表2) を横線のとおり改める。

(表2) 日銀ネットに関する日本銀行本支店の管轄事務一覧

| 管 轄 事 務                                                       |                                                           | 日本銀行本支店                                                                                      | 日本銀行本支店の担当部署                                                  |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 共通運営事務                                                        |                                                           | 略（不変）                                                                                        |                                                               |
| 各<br>利<br>用<br>業<br>務<br>に<br>関<br>す<br>る<br>運<br>営<br>事<br>務 | 略（不変）                                                     |                                                                                              |                                                               |
|                                                               | <del>国債資金同時受渡<br/>（香港）関係事務に<br/>関する連絡、指示、<br/>入力延長等</del> | <del>業務局<br/>ただし、日本銀行支<br/>店の所管する地域に<br/>所在する利用先につ<br/>いては、当該支店経<br/>由となることがあり<br/>ます。</del> | <del>業務局<br/>（統括課業務運行統括グループ）<br/><br/>（支店経由の場合）<br/>業務課</del> |
| 略（不変）                                                         |                                                           |                                                                                              |                                                               |

○ 第1編Ⅲ. 4. (2) ロ. (注) を横線のとおり改める。

(注) 次の出力帳票が該当します。

CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS) (帳票コード :  
2330-00100)

∫

略 (不変)

∫

~~国債資金同時受渡 (香港) 実行通知 (同7614-00200、7614-00300)~~

○ 第1編Ⅳ. (備考) を横線のとおり改める。

(備 考)

権限範囲一覧

|                | 権限範囲名称                                                                    | コード<br>(業務処理中区分)                                  |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| システム運営         | 略 (不変)                                                                    |                                                   |
| ∫              |                                                                           |                                                   |
| 国債DVP          |                                                                           |                                                   |
| 国債DVP<br>(CBL) | <del>〔検証依頼 (香港)〕<br/>検証結果不一致 (香港)</del>                                   | <del>7 6 1 1</del>                                |
|                | <del>〔国債資金同時受渡 (香港) 依頼〕<br/>国債資金同時受渡 (香港) 依頼<br/>国債資金同時受渡 (香港) 依頼取消</del> | <del>7 6 1 2<br/>【7 6 3 1】<sup>-(注8)-</sup></del> |
|                | <del>〔決済指示 (国債) (香港)〕<br/>決済指示 (国債) (香港)</del>                            | <del>7 6 1 3</del>                                |
|                | <del>〔照会データファイル取得〕<br/>未決済明細</del>                                        | <del>7 6 4 2</del>                                |

(注1) }  
 ∫ } 略 (不変)  
 (注7) }

~~〔注8〕「国債資金同時受渡 (香港) 依頼」についてファイルアップロード・ダウンロード機能を利用して処理を行う場合には、括弧内の業務処理中区分コードを指定して権限範囲の登録を行います。~~

(備考) 略 (不変)

E X 一方通知電文一覧

| 利用<br>対象<br>業務                             | 出力帳票                     |                                | 出力先                              |
|--------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
|                                            | 名称                       | コード（注1）                        |                                  |
| 業務共通                                       | 略（不変）                    |                                |                                  |
| ∫                                          |                          |                                |                                  |
| 国債<br>D<br>V<br>P                          |                          |                                |                                  |
| 国債<br>D<br>V<br>P<br>（<br>C<br>B<br>L<br>） | 決済指示（資金）（香港）検証<br>依頼     | <del>7 6 1 1 = 0 0 1 0 0</del> | 払出先参加者の振決<br>出力指定店舗              |
|                                            | 国債資金同時受渡（香港）依頼<br>受付案内   | <del>7 6 1 2 = 0 0 2 0 0</del> | 相手先参加者の振決<br>出力指定店舗              |
|                                            | 国債取分け（香港）通知              | <del>7 6 1 2 = 0 0 4 0 0</del> | 払出先参加者および<br>受入先参加者の振決<br>出力指定店舗 |
|                                            | 決済指示（国債）（香港）取消<br>通知     | <del>7 6 1 2 = 0 0 5 0 0</del> | 払出先参加者の振決<br>出力指定店舗              |
|                                            | 国債資金同時受渡（香港）依頼<br>取消案内   | <del>7 6 1 2 = 0 0 7 0 0</del> | 相手先参加者の振決<br>出力指定店舗              |
|                                            |                          | <del>7 6 1 2 = 0 0 9 0 0</del> | 払出先参加者および<br>受入先参加者の振決<br>出力指定店舗 |
|                                            | 決済指示（資金）（香港）検証<br>依頼取消案内 | <del>7 6 1 2 = 0 0 8 0 0</del> | 払出先参加者の振決<br>出力指定店舗              |
|                                            | 国債取分け（香港）解除通知            | <del>7 6 1 2 = 0 1 0 0 0</del> | 払出先参加者および<br>受入先参加者の振決<br>出力指定店舗 |
|                                            | 国債資金同時受渡（香港）実行<br>通知     | <del>7 6 1 4 = 0 0 2 0 0</del> | 払出先参加者の振決<br>出力指定店舗              |
|                                            |                          | <del>7 6 1 4 = 0 0 3 0 0</del> | 受入先参加者の振決<br>出力指定店舗              |

(注1) 略(不変)

(注2) 略(不変)

○ 第1編V. 1. を横線のとおり改める。

## 1. 通常の運行

略(不変)

(日本銀行本店を日銀ネット主管店とする利用先)

午前

7:30 [センターとの接続処理開始]

略(不変)

(注) 略(不変)

[端末操作手順: 第3編参照]

∫  
略(不変)

∫  
↓

午前

~~9:30 [国債資金同時受渡(香港)関係事務に関する電文の送信開始]~~

~~○ 利用先は、国債資金同時受渡(香港)関係事務に関する電文を午前9時30分より送信することができます。~~

∫  
略(不変)

∫  
↓

午後

~~2:45 [元利払対象銘柄にかかる国債資金同時受渡(香港)関係事務に関する電文等の送信締切]~~

~~○ 日本銀行は、国債資金同時受渡(香港)関係事務(元利払対象銘柄の国債資金同時受渡(香港)依頼、国債資金同時受渡(香港)依頼取消および決済指示(国債)(香港))に関する利用先の電文送信を午後2時45分に締切ります。~~

∫  
略（不変）

∫  
↓

午後

~~5：15~~ [国債資金同時受渡（香港）関係事務に関する電文等の送信締切]

○ ~~日本銀行は、国債資金同時受渡（香港）関係事務（元利払対象銘柄以外の国債資金同時受渡（香港）依頼、国債資金同時受渡（香港）依頼取消および決済指示（国債）（香港）ならびに検証結果不一致（香港））に関する利用先の電文送信を午後5時15分に締切ります。~~

∫  
略（不変）

∫

翌営業日  
午前

6：30まで [センターで自動的に行う当座勘定の入金または引落等]

略（不変）

（日本銀行支店を日銀ネット主管店とする利用先）

午前

7：30 [センターとの接続処理開始]

略（不変）

（注）略（不変）

[端末操作手順：第3編参照]

∫  
略（不変）

∫  
↓

午前

~~9：30~~ [国債資金同時受渡（香港）関係事務に関する電文の送信開始]

○ ~~利用先は、国債資金同時受渡（香港）関係事務に関する電文を午前9時30分より送信することができます。~~

∫  
略（不変）

∫



午後

~~2 : 4 5 [元利払対象銘柄にかかる国債資金同時受渡（香港）関係事務に関する電文の送信締切]~~

○ ~~日本銀行は、国債資金同時受渡（香港）関係事務（元利払対象銘柄の国債資金同時受渡（香港）依頼、国債資金同時受渡（香港）依頼取消および決済指示（国債）（香港））に関する利用先の電文送信を午後2時45分に締切ります。~~



略（不変）



午後

~~5 : 1 5 [国債資金同時受渡（香港）関係事務に関する電文等の送信締切]~~

○ ~~日本銀行は、国債資金同時受渡（香港）関係事務（元利払対象銘柄以外の国債資金同時受渡（香港）依頼、国債資金同時受渡（香港）依頼取消および決済指示（国債）（香港）ならびに検証結果不一致（香港））に関する利用先の電文送信を午後5時15分に締切ります。~~

以下略（不変）

○ 第1編V. 2. (1)を横線のとおり改める。

(1) 当日処理終了の概要

略（不変）

| 当日処理終了の<br>ための区分        | 当日処理終了の対象となる利用業務および業務処理区分 <sup>(注1)</sup> |                                |
|-------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|
|                         | 利用業務                                      | 業務処理区分                         |
| 当座勘定取引における当日処理終了        | 略（不変）                                     |                                |
| 外国為替円決済制度関係事務における当日処理終了 |                                           |                                |
| 国債振替決済関係事務における当日処理終了    | 担保関係事務                                    | 略（不変）                          |
|                         | ∫                                         |                                |
|                         | 国債資金同時受渡関係事務                              |                                |
|                         | 国債資金同時受渡（香港）関係事務                          | 国債資金同時受渡（香港）依頼<br>決済指示（国債）（香港） |

(注1) 略（不変）

(注2) 略（不変）

○ 第1編V. 3. (2)を横線のとおり改める。

(2) 入力延長の依頼<sup>(注1)</sup>

利用先は、やむを得ない事由により入力時間帯において電文の送信を終了する見込みがなく、かつその日のうちに当該電文の送信を行う必要がある場合には、事前に電話により下表左欄の当該電文が属する利用業務等に応じて、同右欄の日本銀行本支店に対して入力延長の依頼を行ってください。この場合、日本銀行は入力延長の事由等を聴取のうえ、入力延長の可否につき回答します。

なお、入力延長の依頼については、延長の必要性を認識した後直ちに行うようにしてください。日本銀行は、入力延長依頼の受付を、原則として電文の送信を締切る時刻の30分前<sup>(注2)</sup>に締切ります（詳細は各利用業務の利用細則を参照してください。）。

(注1) 外国為替円決済制度関係事務にかかる入力延長の依頼および入力延長依頼の受付については、(2)の定めにかかわらず、利用細則(外国為替円決済制度関係事務)に定めるところによります。

~~(注2) 国債資金同時受渡(香港)関係事務については、60分前となります。~~

[入力延長：利用細則(当座勘定取引)第1編I. 2. 参照]

∫

略(不変)

∫

~~[同：利用細則(国債資金同時受渡(香港)関係事務)第1編I. 4. 参照]~~

[同：利用細則(金利スワップ担保国債管理関係事務)第1編3. 参照]

| 利用業務等                       | 日本銀行本支店          |
|-----------------------------|------------------|
| 当座勘定取引                      | } 略(不変)          |
| ∫                           |                  |
| 担保関係事務                      |                  |
| 略(不変)                       | 業務局統括課業務運行統括グループ |
| <del>国債資金同時受渡(香港)関係事務</del> |                  |
| 略(不変)                       |                  |

以下略(不変)

○ 第1編VI. 2. (7)を横線のとおり改める。

(7) 電文処理状況を確認する上記以外の手段

障害復旧時または障害中に代替手段がある場合において、電文の処理状況を確認する方法としては、他に担保余裕状況、受払済明細、決済指示未入力明細(国債)、決済指示未入力明細(資金)、~~未決済明細等業務上の照会による方法があり、これらを併用することにより重ねてチェックすることも可能です。~~

○ 第1編VI. 2. (8)イ.を横線のとおり改める。

イ. 障害中の対応

略（不変）

（注１）現金受払関係事務（戸田分館）、外国為替円決済制度関係事務、国債  
売買関係事務（日銀国債売現先（国債補完供給）における再売却の申込  
および減額措置に関する願出事務を除きます。）、振替社債等資金同時  
受渡関係事務、~~および国債資金同時受渡関係事務および国債資金同時受  
渡（香港）関係事務~~については、書面による請求等に移行することがで  
きませんので、障害店は、日本銀行本支店からの指示に従ってください。  
また、書面による取引・請求等に移行する場合に、日本銀行が当該書面  
を受け付ける時間帯は、原則として営業日の午前９時から午後５時まで  
の間に限ります。

（注２）略（不変）

以下略（不変）

○ 第１編Ⅵ．４．を横線のとおり改める。

４．メインセンターで障害が発生した場合において、バックアップセンターへの切替  
えにより障害を復旧するときのコンピュータ接続先の対応

略（不変）

| 利用業務                     | 業務処理区分                      | 業務処理区分コード |
|--------------------------|-----------------------------|-----------|
| 現金受払関係<br>事務（戸田分<br>館）   | 略（不変）                       |           |
| ∫                        |                             |           |
| 担保関係事務                   |                             |           |
| 国債資金同時<br>受渡（香港）関<br>係事務 | <del>検証結果不一致（香港）</del>      | 761101    |
|                          | <del>国債資金同時受渡（香港）依頼</del>   | 763101    |
|                          | <del>国債資金同時受渡（香港）依頼取消</del> | 761202    |
|                          | <del>決済指示（国債）（香港）</del>     | 761301    |

(1) }  
 ∫ } 略（不変）  
 (3) }

○ 第2編Ⅲ. 12. (6) ①を横線のとおり改める。

① ISO20022メッセージを用いる電文は、ファイルアップロード機能を使用する場合と端末装置の入力画面から打鍵入力する場合とで、業務処理区分コードが異なります。具体的には、次表のとおりです。

表 ISO20022メッセージを用いる電文の業務処理区分コード一覧

| 業務処理区分                                                | コード            |                 |
|-------------------------------------------------------|----------------|-----------------|
|                                                       | 入力画面からの打鍵入力の場合 | ファイルアップロード機能の場合 |
| CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS) | }              | 略（不変）           |
| ∫                                                     |                |                 |
| 国債資金同時受渡依頼                                            |                |                 |
| 国債資金同時受渡（香港）依頼                                        | 761201         | 763101          |

以下略（不変）

○ 第3編の業務処理区分「基本処理関連 お知らせ情報等 索引」の 入力画面 を横線のとおり改める。

入力画面

（基本領域）

| お知らせ情報 <span style="background-color: black; color: white;">索引</span> |               |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------|
| 業務処理区分 ① ③ <span style="border: 1px solid black;">実行</span>           |               |
| [000000] 初期画面                                                         | 検証データ指定       |
| 共通                                                                    | [005101] 画面検証 |
| [020000] システム運営②                                                      | [005102] 送信   |
| [030000] セキュリティ                                                       | [005103] 検証解除 |
| [050000] パラメータ設定・変更                                                   | [005104] 検証印字 |

|                     |                            |          |               |
|---------------------|----------------------------|----------|---------------|
| [060000]            | パラメータ照会                    | [005201] | 取消            |
| [070000]            | 業務運営                       | [005202] | 訂正            |
| [970000]            | 業務共通                       | [005203] | 検証データ照会       |
| 営業                  |                            | [005204] | 処理済検証データ照会    |
| [210000]            | 当座勘定                       | [005205] | 未送信検証データ照会    |
| [220000]            | 当座勘定                       | ファイル送信等  |               |
| [250000]            | 当座勘定（同時決済口）                | [005402] | ファイル送信        |
| [260000]            | 振替社債等 D V P                | [005401] | ファイル登録        |
| [270000]            | 外国為替円決済                    | [005403] | ジャーナルダウンロード   |
| [280000]            | 準備預金                       | [005404] | ファイル確認試験      |
| [410000]            | 金融調節等入札連絡                  | 電文照会     |               |
| [420000]            | 国債売買                       | [008101] | 受信電文一覧        |
| [430000]            | スワップ（財務省）                  | 各種設定     |               |
| [510000]            | 適格担保管理                     | [005301] | 検証ファイル ID 等変更 |
| [520000]            | 与信・担保共通                    |          |               |
| [530000]            | 与信                         |          |               |
| [540000]            | 担保受払等                      |          |               |
| 国債                  |                            |          |               |
| [720000]            | 国債発行                       |          |               |
| [740000]            | 国債振替決済                     |          |               |
| [750000]            | 国債 D V P                   |          |               |
| <del>[760000]</del> | <del>国債 D V P（C B L）</del> |          |               |

○ 第3編の業務処理区分「業務共通 照会データファイル取得 日銀ネット利用手数料等内訳件数等」（コード974202）の **参考** を横線のとおり改める。

# 参 考

（1）略（不変）

（2）略（不変）

~~（3）「国債資金同時受渡（香港）依頼」（業務処理区分コード761201または763101）の件数は、国債資金同時受渡（香港）依頼と同時に決済指示（国債）（香港）を行ったかどうかに関わらず、他の業務電文と同様に、業務処理区分コード毎に内訳区分名「業務電文（照会電文以外）」（内訳区分コード0000）とし~~

て集計されます。

- (4) 国債資金同時受渡（香港）依頼と同時に決済指示（国債）（香港）を行った場合、その件数は、（3）の件数とは別に、業務処理区分（手数料）コード（~~7 6 1 2 0 1 A~~または~~7 6 3 1 0 1 A~~）毎に内訳区分名「特定項目利用（決済指示）」（内訳区分コード~~2 0 1 1~~）として金融機関等コード単位で集計されます。

- 第4編（個別業務コード）の業務処理区分（手数料）コードを横線のとおり改める。

○業務処理区分（手数料）コード

| 区 分                                                                                     | コード                       |                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------|
|                                                                                         | 表示形式 <small>(注)</small>   |                          |
| 「国債資金同時受渡依頼」（業務処理区分コード7 5 1 1 0 1）により、国債資金同時受渡依頼と同時に行われた決済指示                            | 略（不変）                     |                          |
| 「国債資金同時受渡依頼」（業務処理区分コード7 5 3 1 0 1）により、国債資金同時受渡依頼と同時に行われた決済指示                            |                           |                          |
| <del>「国債資金同時受渡（香港）依頼」（業務処理区分コード7 6 1 2 0 1）により、国債資金同時受渡（香港）依頼と同時に行われた決済指示（国債）（香港）</del> | <del>国債資金同時受渡（香港）依頼</del> | <del>7 6 1 2 0 1 A</del> |
| <del>「国債資金同時受渡（香港）依頼」（業務処理区分コード7 6 3 1 0 1）により、国債資金同時受渡（香港）依頼と同時に行われた決済指示（国債）（香港）</del> | <del>国債資金同時受渡（香港）依頼</del> | <del>7 6 3 1 0 1 A</del> |

（注）略（不変）



記名捺印または署名する。役職名、氏名および印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届け出たものを使用すること。

○ 第5編（第1号書式例）を次のとおり改める（全面改正）。

（第1号書式例）

コンピュータ接続利用開始に関する申出書

年 月 日

日 本 銀 行

御 中

（届出印）（注1）

（金融機関等名）



当方\_\_\_\_\_（注2）は、下記1．に掲げる利用対象業務について、下記2．に掲げるコンピュータセンターにおいて、コンピュータ接続により日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用することをご承諾いただきたく申出ます（注3）。

なお、コンピュータ接続により日銀ネットを利用するに当っては、貴行の定めるところに従うほか、当方におけるコンピュータ接続の利用開始に関する諸作業において、決して貴行にご迷惑をおかけ致しません。

当方が下記2．に掲げるCCSが設置されたコンピュータセンター利用に関して、別途当方から貴行に提出している「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する審査用調査表」に変更がある場合には、速やかに貴行に連絡します。また、この場合、貴行が必要と認めたときは、コンピュータ接続の利用にかかる再審査の結果を受け入れます。

また、当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）（注4）の運営を\_\_\_\_\_（注5）に委託（注6）するに当たりましては、下記3．に掲げる事項を確認致します。

記

1. 利用対象業務<sup>(注7)</sup>

|    |                              |  |
|----|------------------------------|--|
| 1  | 当座勘定取引                       |  |
| 2  | 当座勘定（同時決済口）取引関係事務            |  |
| 3  | 外国為替円決済制度関係事務                |  |
| 4  | 国債売買関係事務                     |  |
| 5  | 振替社債等資金同時受渡関係事務              |  |
| 6  | 金融調節等入札連絡事務                  |  |
| 7  | 金利スワップ担保国債管理関係事務             |  |
| 8  | 相対型電子貸付関係事務                  |  |
| 9  | 入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務 |  |
| 10 | 担保関係事務                       |  |
| 11 | 国債発行関係事務                     |  |
| 12 | 国債振替決済関係事務                   |  |
| 13 | 国債資金同時受渡関係事務                 |  |
| 14 | 共通事務                         |  |

2. コンピュータセンター

(1) 以下のコンピュータセンター<sup>(注8)</sup>を使用すること。

|           |                   |   |
|-----------|-------------------|---|
| メインサイト    | CCSの設置場所の住所       | 〒 |
|           | ホストコンピュータの設置場所の住所 | 〒 |
| バックアップサイト | CCSの設置場所の住所       | 〒 |
|           | ホストコンピュータの設置場所の住所 | 〒 |

- (2) コンピュータ接続を利用する他の金融機関等とコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）を共同で利用すること<sup>(注9)</sup>。

### 3. 確認事項

- (1) 当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営を上記の業者に委託すること<sup>(注10)</sup>により、貴行に損害を及ぼした場合における賠償責任を当方が負うことを含め、貴行と当方の権利義務関係に変化がないこと。
- (2) 当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営を上記の業者に委託すること<sup>(注10)</sup>により、「コンピュータ接続による日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」第12条第2項各号の一に該当すると貴行が認めた場合には、貴行が直ちに当方とのコンピュータ接続を取止め、または当該コンピュータ接続による日銀ネットの利用を一定期間制限することに異議がないこと。
- (3) 貴行がコンピュータ接続を行う上で必要とする当方および上記の業者に関する情報は、いつでも請求があり次第直ちに貴行に報告すること。また、障害が発生した事実を検知した場合には、貴行および上記の業者に直ちにその事実を連絡し、その後の障害対策または業務継続に必要な情報を適宜連絡すること。
- (4) 当方の上記の業者へコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営を委託すること<sup>(注10)</sup>にかかる契約に変更が生じた場合には、直ちに貴行に報告すること。
- (5) 万一、本申出書に記載された委託関係に関する事項が事実と相違した場合には、コンピュータ接続の利用の承諾を取消されても異議がないこと。

以 上

(注1) 代表者またはその者から日銀ネットに関する権限を付与された者の役職名を記載のうえ、記名捺印または署名する。役職名、氏名および印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届け出たものを使用すること。

(注2) 「本店」、「東京支店」等の利用先名（店舗の届出がない場合には金融機関等名）を記載する。

(注3) この書式は、利用申込の内容に応じ適宜変更してよい。

(注4) 運営を委託する対象がメインサイトまたはバックアップサイトどちらか

である場合には運営を委託する対象のみを記載する。

(注5) 委託先の名称を記載する。

(注6) 再委託する場合には「し、(委託先の名称を記載)が同コンピュータセンターの運営を(再委託先の名称を記載)に再委託」を加える。また、メインサイトおよびバックアップサイトとで委託先と再委託先が異なる場合には、分けて記載する。

(注7) コンピュータ接続による日銀ネットの利用を申込む利用対象業務に「○」を記載する。

(注8) メインサイトまたはバックアップサイトが複数存在する場合には、コンピュータセンターごとに分けて記載する。住所は、ビル名およびマシン設置フロアまで記載する。

(注9) コンピュータ接続を利用する他の金融機関等とコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）を共同で利用する先のみ記載する。

(注10) 再委託する場合には「および(委託先の名称を記載)がコンピュータセンターの運営を(再委託先の名称を記載)に再委託すること」を加える。また、メインサイトおよびバックアップサイトとで委託先と再委託先が異なる場合には、分けて記載する。

○ 第5編（第2号書式例）を次のとおり改める（全面改正）。

（第2号書式例）

コンピュータ接続利用変更等に関する申出書

年 月 日

日 本 銀 行

御 中

（届出印）（注1）

（金融機関等名）

当方\_\_\_\_\_（注2）は、下記1．に掲げる利用対象業務について、下記2．に掲げるコンピュータセンターにおいて、コンピュータ接続により日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用することをご承諾いただきたく申出ます（注3）。

なお、コンピュータ接続により日銀ネットを利用するに当たっては、貴行の定めるところに従うほか、本件申出事項に関する諸作業において、決して貴行にご迷惑をおかけ致しません。

当方が下記2．に掲げるCCSが設置されたコンピュータセンター利用に関して、別途当方から貴行に提出している「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する審査用調査表」に変更がある場合には、速やかに貴行に連絡します。また、この場合、貴行が必要と認めたときは、コンピュータ接続の利用にかかる再審査の結果を受け入れます。

また、当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）（注4）の運営を\_\_\_\_\_（注5）に委託（注6）するに当たりましては、下記3．に掲げる事項を確認致します。

## 記

### 1. 利用対象業務 (注7)

|    |                              |  |
|----|------------------------------|--|
| 1  | 当座勘定取引                       |  |
| 2  | 当座勘定（同時決済口）取引関係事務            |  |
| 3  | 外国為替円決済制度関係事務                |  |
| 4  | 国債売買関係事務                     |  |
| 5  | 振替社債等資金同時受渡関係事務              |  |
| 6  | 金融調節等入札連絡事務                  |  |
| 7  | 金利スワップ担保国債管理関係事務             |  |
| 8  | 相対型電子貸付関係事務                  |  |
| 9  | 入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務 |  |
| 10 | 担保関係事務                       |  |
| 11 | 国債発行関係事務                     |  |
| 12 | 国債振替決済関係事務                   |  |
| 13 | 国債資金同時受渡関係事務                 |  |
| 14 | 共通事務                         |  |

### 2. コンピュータセンター

(1) 以下のコンピュータセンター (注8) を使用すること。

|           |                   |   |
|-----------|-------------------|---|
| メインサイト    | CCSの設置場所の住所       | 〒 |
|           | ホストコンピュータの設置場所の住所 | 〒 |
| バックアップサイト | CCSの設置場所の住所       | 〒 |
|           | ホストコンピュータの設置場所の住所 | 〒 |

- (2) コンピュータ接続を利用する他の金融機関とコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）を共同で利用すること<sup>(注9)</sup>。

### 3. 確認事項

- (1) 当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営を上記の業者に委託すること<sup>(注10)</sup>により、貴行に損害を及ぼした場合における賠償責任を当方が負うことを含め、貴行と当方の権利義務関係に変化がないこと。
- (2) 当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営を上記の業者に委託すること<sup>(注10)</sup>により、「コンピュータ接続による日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」第12条第2項各号の一に該当すると貴行が認めた場合には、貴行が直ちに当方とのコンピュータ接続を取止め、または当該コンピュータ接続による日銀ネットの利用を一定期間制限することに異議がないこと。
- (3) 貴行がコンピュータ接続を行う上で必要とする当方および上記の業者に関する情報は、いつでも請求があり次第直ちに貴行に報告すること。また、障害が発生した事実を検知した場合には、貴行および上記の業者に直ちにその事実を連絡し、その後の障害対策または業務継続に必要な情報を適宜連絡すること。
- (4) 当方の上記の業者へコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営を委託すること<sup>(注10)</sup>にかかる契約に変更が生じた場合には、直ちに貴行に報告すること。
- (5) 万一、本確認書に記載された委託関係に関する事項が事実と相違した場合には、コンピュータ接続の利用の承諾を取消されても異議がないこと。

以 上

(注1) 代表者またはその者から日銀ネットに関する権限を付与された者の役職名を記載のうえ、記名捺印または署名する。役職名、氏名および印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届け出たものを使用すること。

(注2) 「本店」、「東京支店」等の利用先名（店舗の届出がない場合には金融機関等名）を記載する。

(注3) この書式は、利用申込の内容に応じ適宜変更してよい。

(注4) 運営を委託する対象がメインサイトまたはバックアップサイトどちらか

である場合には運営を委託する対象のみを記載する。

(注5) 委託先の名称を記載する。

(注6) 再委託する場合には「し、(委託先の名称を記載)が同コンピュータセンターの運営を(再委託先の名称を記載)に再委託」を加える。また、メインサイトおよびバックアップサイトとで委託先と再委託先が異なる場合には、分けて記載する。

(注7) コンピュータ接続によって日銀ネットを利用する利用対象業務に「○」を記載する。下線部が今回の申出にかかる変更箇所。

(注8) メインサイトまたはバックアップサイトが複数存在する場合には、コンピュータセンターごとに分けて記載する。住所は、ビル名およびマシン設置フロアまで記載する。下線部が今回の申出にかかる変更箇所。

(注9) コンピュータ接続を利用する他の金融機関等とコンピュータセンター(メインサイトおよびバックアップサイト)を共同で利用する先のみ記載する。

(注10) 再委託する場合には「および(委託先の名称を記載)がコンピュータセンターの運営を(再委託先の名称を記載)に再委託すること」を加える。また、メインサイトおよびバックアップサイトとで委託先と再委託先が異なる場合には、分けて記載する。

○ 第5編（第3号書式例）を次のとおり改める（全面改正）。

（第3号書式例）

コンピュータ接続コンピュータセンターの共同利用等に関する申出書

年 月 日

日 本 銀 行

御 中

（届出印）（注1）

（金融機関等名）



\_\_\_\_\_

当方\_\_\_\_\_（注2）は、下記1．に掲げる利用対象業務について、下記2．に掲げるコンピュータセンターにおいて、コンピュータ接続により日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用することをご承諾いただきたく申出ます（注3）。

なお、コンピュータ接続により日銀ネットを利用するに当っては、貴行の定めるところに従うほか、本件申出事項に関する諸作業において、決して貴行にご迷惑をおかけ致しません。

また、当方が下記2．（1）に掲げるCCSが設置されたコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）（注4）の運営を\_\_\_\_\_（注5）に委託（注6）するに当りましては、下記3．に掲げる事項を確認致します。

記

1．利用対象業務（注7）

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 当座勘定取引 |  |
|---|--------|--|

|    |                              |  |
|----|------------------------------|--|
| 2  | 当座勘定（同時決済口）取引関係事務            |  |
| 3  | 外国為替円決済制度関係事務                |  |
| 4  | 国債売買関係事務                     |  |
| 5  | 振替社債等資金同時受渡関係事務              |  |
| 6  | 金融調節等入札連絡事務                  |  |
| 7  | 金利スワップ担保国債管理関係事務             |  |
| 8  | 相対型電子貸付関係事務                  |  |
| 9  | 入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務 |  |
| 10 | 担保関係事務                       |  |
| 11 | 国債発行関係事務                     |  |
| 12 | 国債振替決済関係事務                   |  |
| 13 | 国債資金同時受渡関係事務                 |  |
| 14 | 共通事務                         |  |

## 2. コンピュータセンター

（1）以下のコンピュータセンター（注8）を使用すること。

|           |                   |   |
|-----------|-------------------|---|
| メインサイト    | CCSの設置場所の住所       | 〒 |
|           | ホストコンピュータの設置場所の住所 | 〒 |
| バックアップサイト | CCSの設置場所の住所       | 〒 |
|           | ホストコンピュータの設置場所の住所 | 〒 |

（2）コンピュータ接続を利用する他の金融機関とコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）を共同で利用すること。

### 3. 確認事項

- (1) 当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営を上記の業者に委託すること<sup>(注9)</sup>により、貴行に損害を及ぼした場合における賠償責任を当方が負うことを含め、貴行と当方の権利義務関係に変化がないこと。
- (2) 当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営を上記の業者に委託すること<sup>(注9)</sup>により、「コンピュータ接続による日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」第12条第2項各号の一に該当すると貴行が認めた場合には、貴行が直ちに当方とのコンピュータ接続を取止め、または当該コンピュータ接続による日銀ネットの利用を一定期間制限することに異議がないこと。
- (3) 貴行がコンピュータ接続を行う上で必要とする当方および上記の業者に関する情報は、いつでも請求があり次第直ちに貴行に報告すること。また、障害が発生した事実を検知した場合には、貴行および上記の業者に直ちにその事実を連絡し、その後の障害対策または業務継続に必要な情報を適宜連絡すること。
- (4) 当方の上記の業者へコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注3)</sup>の運営を委託すること<sup>(注9)</sup>にかかる契約に変更が生じた場合には、直ちに貴行に報告すること。
- (5) 1. に掲げるコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）<sup>(注4)</sup>の運営の委託に関して、別途当方から貴行に提出している「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する審査用調査表」に変更がある場合には、速やかに貴行に連絡すること。また、この場合、貴行が必要と認めたとき、コンピュータ接続の利用にかかる再審査の結果を受け入れること。
- (6) 万一、本確認書に記載された委託関係に関する事項が事実と相違した場合には、コンピュータ接続の利用の承諾を取消されても異議がないこと。

以 上

(注1) 代表者またはその者から日銀ネットに関する権限を付与された者の役職名を記載のうえ、記名捺印または署名する。役職名、氏名および印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届け出たものを使用すること。

- (注2) 「本店」、「東京支店」等の利用先名（店舗の届出がない場合には金融機関等名）を記載する。
- (注3) この書式は、利用申込の内容に応じ適宜変更してよい。
- (注4) 運営を委託する対象がメインサイトまたはバックアップサイトどちらかである場合には運営を委託する対象のみを記載する。
- (注5) 委託先の名称を記載する。
- (注6) 再委託する場合には「し、（委託先の名称を記載）が同コンピュータセンターの運営を（再委託先の名称を記載）に再委託」を加える。また、メインサイトおよびバックアップサイトとで委託先と再委託先が異なる場合には、分けて記載する。
- (注7) コンピュータ接続によって日銀ネットを利用する利用対象業務に「○」を記載する。
- (注8) メインサイトまたはバックアップサイトが複数存在する場合には、コンピュータセンターごとに分けて記載する。住所は、ビル名およびマシン設置フロアまで記載する。
- (注9) 再委託する場合には「および（委託先の名称を記載）がコンピュータセンターの運営を（再委託先の名称を記載）に再委託すること」を加える。また、メインサイトおよびバックアップサイトとで委託先と再委託先が異なる場合には、分けて記載する。

○ [参 考] 入力・受付時間帯一覧（主管店が日本銀行本店の場合）を横線の  
とおり改める。

○入力・受付時間帯一覧（主管店が日本銀行本店の場合）

(1) }  
∫ } 略（不変）  
(1 2) }

(1 3) 国債資金同時受渡（香港）関係事務削除  
—(日本銀行本店を目銀ネット主管店とするオンライン振込参加者店舗が電  
文を送信できる時間帯)—

| 業務処理区分名               | 業務処理区分<br>コード <small>(注)</small> | 条件                           | 入力時間帯  |        |
|-----------------------|----------------------------------|------------------------------|--------|--------|
|                       |                                  |                              | 開始時刻   | 締切時刻   |
| 検証結果不一致<br>(香港)       | 761101                           | —                            | 午前9:30 | 午後5:15 |
| 国債資金同時受渡<br>(香港) 依頼   | 761201<br>(763101)               | 元利払対象銘柄を対<br>象とする場合          |        | 午後2:45 |
|                       |                                  | 元利払対象銘柄以外<br>の銘柄を対象とする<br>場合 |        | 午後5:15 |
| 国債資金同時受渡<br>(香港) 依頼取消 | 761202                           | 元利払対象銘柄を対<br>象とする場合          |        | 午後2:45 |
|                       |                                  | 元利払対象銘柄以外<br>の銘柄を対象とする<br>場合 |        | 午後5:15 |
| 決済指示（国債）<br>(香港)      | 761301                           | 元利払対象銘柄を対<br>象とする場合          |        | 午後2:45 |
|                       |                                  | 元利払対象銘柄以外<br>の銘柄を対象とする<br>場合 |        | 午後5:15 |

|       |        |   |        |         |
|-------|--------|---|--------|---------|
| 未決済明細 | 764201 | ＝ | 午前7:30 | 午後10:00 |
|-------|--------|---|--------|---------|

~~（注）（）内はコンピュータ接続等により送信する場合の業務処理区分コードになります。~~

~~（日本銀行がHK I C Lからの通知を受付けることができる時間帯）~~

| HK I C Lから受付ける通知 | 条件                   | 受付時間帯  |        |
|------------------|----------------------|--------|--------|
|                  |                      | 開始時刻   | 締切時刻   |
| 検証依頼事項の通知        | ＝                    |        | 午後5:15 |
| 資金決済通知           | 元利払対象銘柄を対象とする場合      | 午前9:30 | 午後3:00 |
|                  | 元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合 |        | 午後5:30 |

$$\left. \begin{array}{l} (14) \\ \int \\ (17) \end{array} \right\} \text{略（不変）}$$

○ [参 考] 入力・受付時間帯一覧（主管店が日本銀行支店の場合）を横線のとおり改める。

○入力・受付時間帯一覧（主管店が日本銀行支店の場合）

$$\left. \begin{array}{l} (1) \\ \int \\ (9) \end{array} \right\} \text{略（不変）}$$

(10) 国債資金同時受渡（香港）関係事務削除

~~（日本銀行支店を目銀ネット主管店とするオンライン振込参加者店舗が電文を送信できる時間帯）~~

| 業務処理区分名 | 業務処理区分 | 条件 | 入力時間帯 |
|---------|--------|----|-------|
|---------|--------|----|-------|

|                       | コード <sup>(注)</sup> |                      | 開始時刻   | 締切時刻    |
|-----------------------|--------------------|----------------------|--------|---------|
| 検証結果不一致<br>(香港)       | 761101             | =====                | 午前9:30 | 午後5:15  |
| 国債資金同時受渡<br>(香港) 依頼   | 761201<br>(763101) | 元利払対象銘柄を対象とする場合      |        | 午後2:45  |
|                       |                    | 元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合 |        | 午後5:15  |
| 国債資金同時受渡<br>(香港) 依頼取消 | 761202             | 元利払対象銘柄を対象とする場合      |        | 午後2:45  |
|                       |                    | 元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合 |        | 午後5:15  |
| 決済指示 (国債)<br>(香港)     | 761301             | 元利払対象銘柄を対象とする場合      |        | 午後2:45  |
|                       |                    | 元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合 |        | 午後5:15  |
| 未決済明細                 | 764201             | =====                | 午前7:30 | 午後10:00 |

~~(注) ( ) 内はコンピュータ接続等により送信する場合の業務処理区分コードになります。~~

—(日本銀行がHK I C Lからの通知を受付けることができる時間帯)—

| HK I C Lから受付ける通知の種類 | 条件                   | 受付時間帯  |        |
|---------------------|----------------------|--------|--------|
|                     |                      | 開始時刻   | 締切時刻   |
| 検証依頼事項の通知           | ＝                    | 午前9:30 | 午後5:15 |
| 資金決済通知              | 元利払対象銘柄を対象とする場合      |        | 午後3:00 |
|                     | 元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合 |        | 午後5:30 |

$$\left. \begin{array}{l} (11) \\ \int \\ (13) \end{array} \right\} \text{略(不変)}$$